

**入札（契約）保証金について****1 入札保証金**

## (1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。

ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

- ・現金
- ・小切手（入札日の10日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可） ※指定金融機関等は別紙のとおり

## (2) 入札保証金の額

入札者が見積もる契約金額（入札金額×110/100の金額）の100分の5以上が必要です。 ※契約金額とは（当入札においては、入札価格に予定数量を乗じた額）のこと。

（例）入札書に1,000,000円と記入する場合

$$\left[ \begin{array}{l} 1,000,000 \text{ 円} \times 110/100 = 1,100,000 \text{ 円} \cdots \text{入札者が見積もる契約金額} \\ 1,100,000 \text{ 円} \times 5/100 = 55,000 \text{ 円} \cdots \text{入札保証金額} \end{array} \right]$$

## (3) 納付期限及び方法

① 入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札参加→代表者印
- ・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

② 金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③ 入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

④ 落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

## (4) 免除

① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

② 過去2年間において、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出することにより、入札（契約）保証金が免除される場合があります。

- ・免除申請書提出期限：令和8年2月24日（火）午後5時15分
- ・申請書の審査結果は、令和8年3月5日（木）午後5時15分までに通知します。

**2 契約保証金について**

落札者は、契約金額（当入札においては、契約単価に予定数量を乗じた額）の10分の1以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。ただし、1(4)等に該当する場合は免除されます。

## 指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島大正銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行
観音寺信用金庫	

(注) みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。

## 暴力団排除に係る注意事項

\_\_愛媛県は、愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。以下「条例」という。）の基本理念に則り、契約事務を適正に行っています。

次のいずれかに該当する場合は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格審査において適格と認められないものであり、県が発注する製造の請負等については、受注することができませんのでご注意ください。

- 1 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。